

議案第 3 4 号

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区
税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区
税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、
令和 7 年 4 月 1 日に目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（令和 7 年 4 月
目黒区条例第 2 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に
基づき、報告し、承認を求める。

（説明） 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律（令和 7 年法律第 7 号）の施行に伴い、原動機付自転車に対する軽自動車
税の種別割の税率の区分を見直すとともに、身体障害者等に係る軽自動車税
の種別割の減免の申請における運転免許証の提示義務等に係る規定の整備を
行うため、条例改正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと
認め専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条
第 3 項の規定に基づき、この案を提出します。

別 紙

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

目黒区特別区税条例（昭和３９年１２月目黒区条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第４０条第１項第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第４７条の２第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第３項第５号中「定格出力」の次に「（第４０条第１項第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の目黒区特別区税条例第４０条第１項（第１号に係

る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。